

飯山市消防団処遇等 改善計画（案）



令和5年 月
飯 山 市

目 次

第1章 基本的事項

1.	策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1

第2章 飯山市消防団の現状と課題

1.	消防団の概要	2
2.	消防団員数、居住・勤務状況	3
3.	消防団員の年額報酬及び出動手当、支払方法	5
4.	消防団行事及び訓練や区等行事への協力	6
5.	消防車両運転にかかる体制	6
6.	消防団員に対する安全装備品等	7

第3章 処遇等改善方針

1.	消防団員の条例定数の見直し	8
2.	機能別消防団員制度の導入	9
3.	消防団員の年額報酬及び出動手当の改善と支払方法の見直し	10
(1)	年額報酬	10
(2)	出動手当	10
(3)	年額報酬、手当等の個人支払い	11
4.	消防団行事及び訓練や区等行事への協力	11
5.	消防車両運転にかかる体制整備	11
6.	消防団員に対する安全装備品等の充実	12

第1章 基本的事項

1. 策定の趣旨

消防団は「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、普段はそれぞれに職業を持つ地域住民を中心に構成された組織であり、近年、全国各地で災害が多発化、激甚化する一方、全国の消防団員数は、令和2年4月現在で約80万人、令和4年4月現在で約78万人となっており、2年間で約2万人減少しています。

そのような現状を鑑みて、総務省消防庁は令和2年12月に「消防団員の待遇等に関する検討会」を設置し、その後提出された報告書に基づき、総務省消防庁から「消防団員の報酬等の基準」が示されたところです。

飯山市においても中核を担う世代の消防団員が減少傾向にあることや、住居と職場の距離が離れておりすぐに駆けつけられない団員の増加など、団員確保が年々厳しい現状である一方、災害の多発化・激甚化により、住民の消防団へ寄せる期待や役割は益々大きなものとなっています。

そのため、飯山市では有識者、市民代表、消防団代表、地域組織の役職者等からなる「飯山市消防団員の待遇等検討委員会」を設置し、令和4年8月30日に第1回委員会を開催して以来、これまで5回の協議を重ね、取りまとめられた報告書が令和4年12月26日に市長へ提出されました。

本計画は国の方針とその報告書で提言された「消防団員の年額報酬等の見直し」、「消防団員の条例定数の見直し」、「機能別消防団員制度の導入」、「消防団行事、訓練や区等行事への協力」、「消防車両運転にかかる体制整備」、「消防団員に対する安全装備品等の充実」の内容を十分に踏まえて現在の待遇等を改善することにより、団員を確保すると共に魅力ある消防団づくりを目指し、ひいては地域防災力の充実、強化を図ります。

2. 計画の位置づけ

飯山市第5次総合計画後期基本計画の第6章の施策（1）「消防体制の充実」において、消防団員の維持と強化を推進するための計画です。

第2章 飯山市消防団の現状と課題

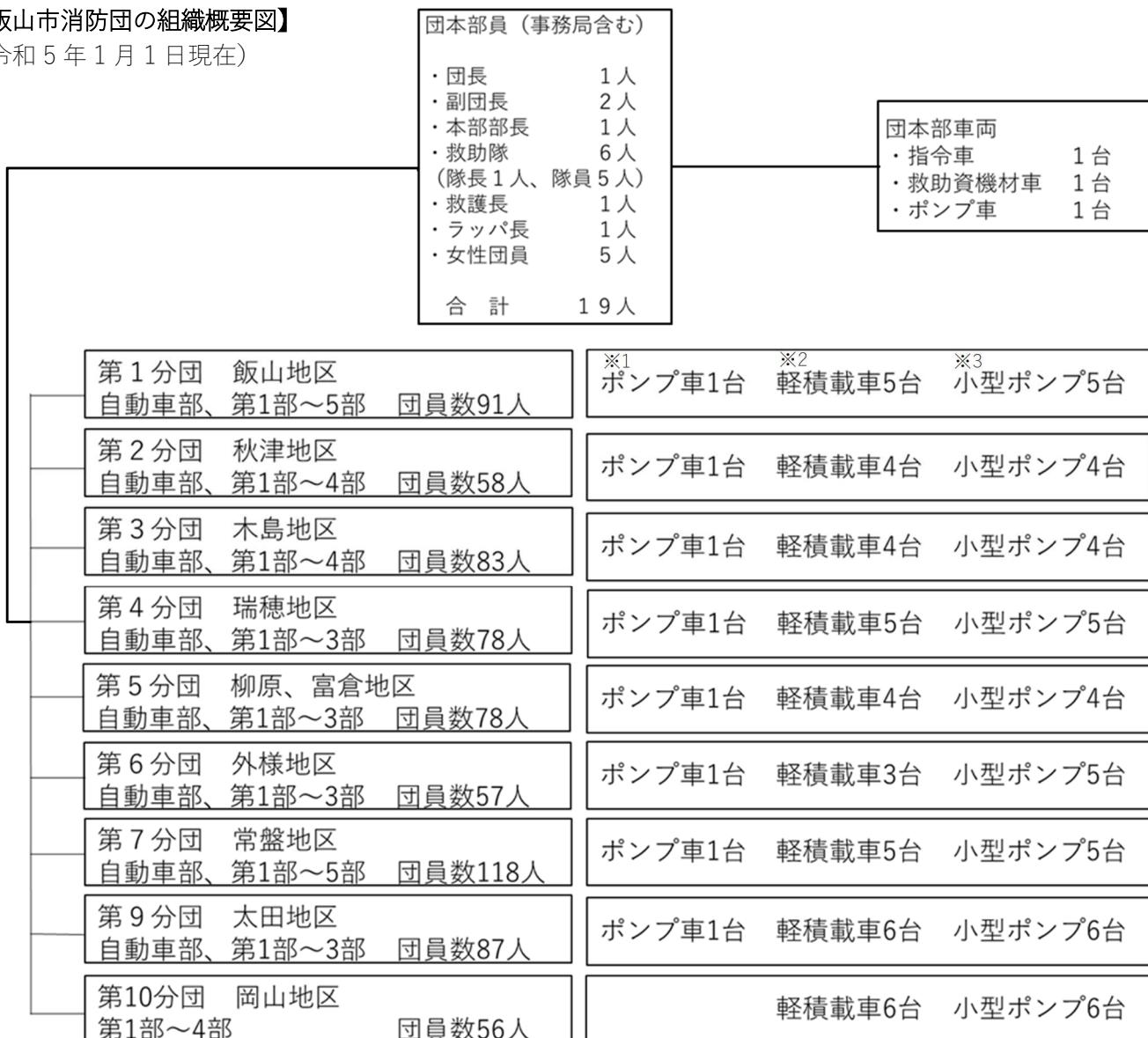
1. 消防団の概要

飯山市消防団は、本部及び9分団42部、並びにラッパ隊、救護隊、救助隊で構成され、令和5年1月1日現在の実団員数は725人、条例定数は850人となっています。

車両等の装備は、団本部に指令車1台、救助資機材車（総務省消防庁無償貸与）1台、ポンプ車1台（旧10分団）、分団にポンプ車8台、軽積載車42台、小型ポンプ44台が配備されています。

【飯山市消防団の組織概要図】

(令和5年1月1日現在)



●消防ポンプ自動車（計画書中：ポンプ車）

消防ポンプ自動車は消防車の中でも代表的なもので、高性能のポンプと高出力のエンジンを搭載し、一般的な火災防御、消火で主力として活躍する車両です。



(※1 消防ポンプ自動車)

●小型動力ポンプ付積載車（計画書中：軽積載車）

可搬式の小型ポンプを積載した車両です。ポンプを取り外して持ち運びができるようになっており、軽自動車の場合は、車が入り込めない場所でもポンプを運んで放水することが可能です。



(※2 軽積載車 トラック)

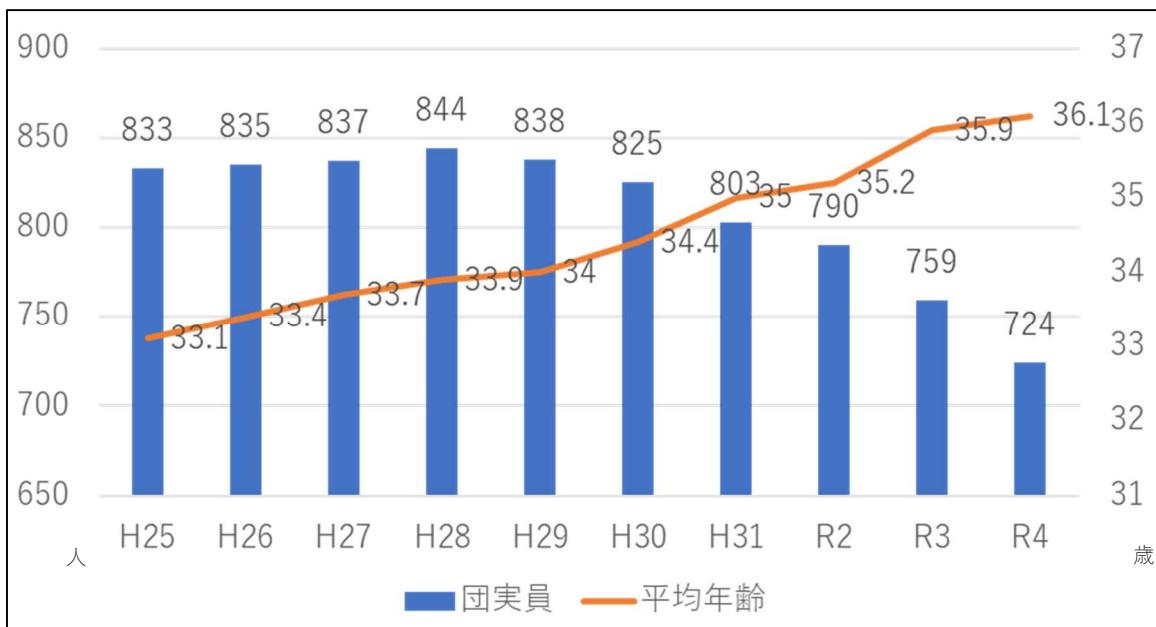


(※3 小型ポンプ)

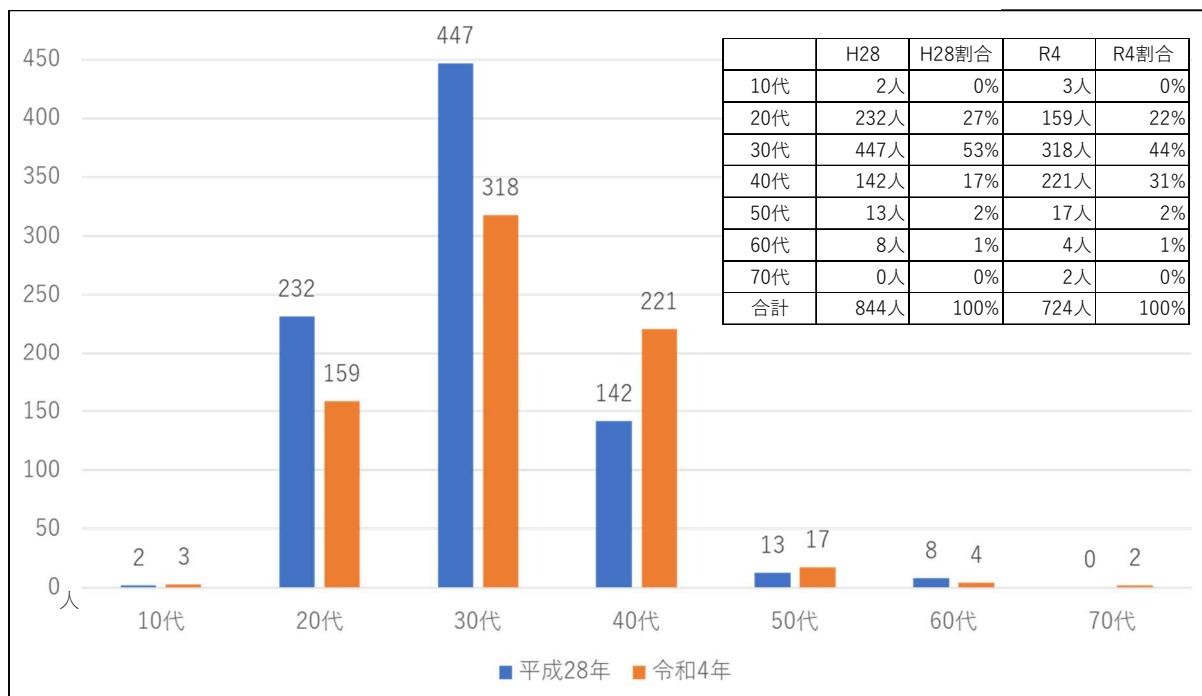
2. 消防団員数、居住・勤務状況

近年、全国各地で災害が多発化、激甚化する一方、全国の消防団員数は、2年連続で1万人以上減少しており、当市においても例外ではなく、減少が始まった平成28年から令和4年を比較すると消防団員数は120人減少、平均年齢は2.2歳上昇し、新たな団員確保が難しい状況になっています。特に20代、30代が減少し、分団や部の団員維持のため退団できない40代の割合が増加し、団員の高年齢化が進んでいます。

【飯山市消防団実団員数と平均年齢の推移】(各年4月1日現在)

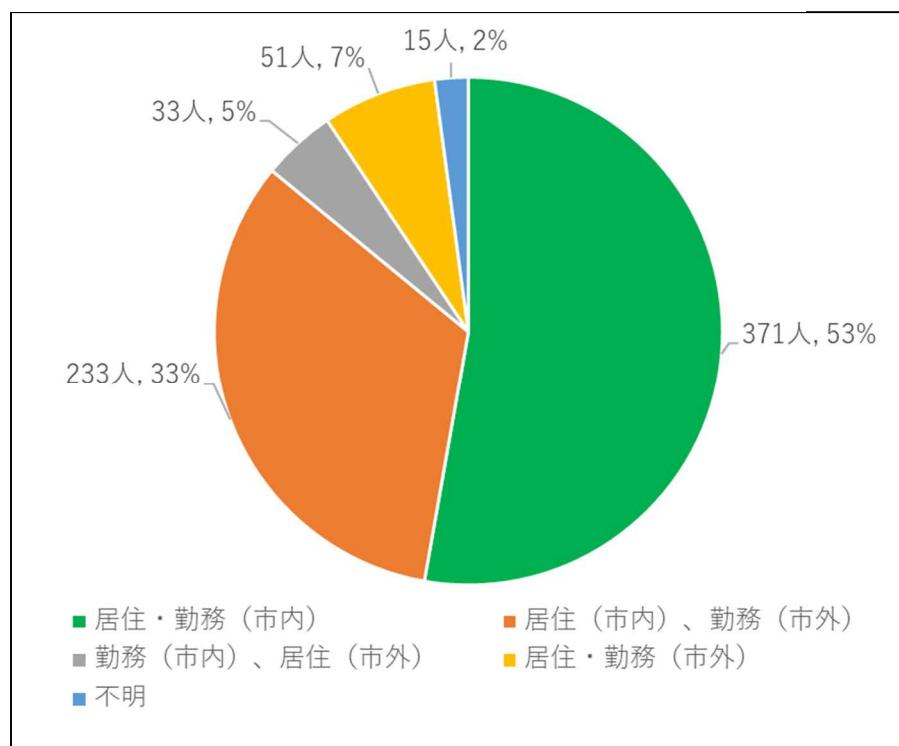


【平成 28 年と令和 4 年の飯山市消防団員の年代別比較】(各年 4 月 1 日現在)



又、消防団員の勤務場所や居住の状況から、居住・勤務共に市内の団員が 53% に対し、不明を除く残りの 45% の団員は市外への勤務、若しくは市外に居住しており、住居と職場の距離が離れていることにより、特に昼間の有事の際にすぐに駆けつけられない団員が増えています。

【飯山市消防団員の居住・勤務地状況調査】(令和 4 年 8 月現在)



3. 消防団員の年額報酬及び出動手当、支払方法

当市の年額報酬については、現団員が11,500円で、全国一般市や町村、長野県内全市町村の平均と比べても著しく低額であり、出動手当についても火災等の災害出動は1,500円、訓練出動は1,000円で、長野県内全市町村の平均と比べて低額な状況です。

なお、機械係、救護係、警鐘係、ラッパ係の年額報酬については、現状、基本階級に4,300円を上乗せしています。

【年額報酬の全国階級別条例平均額】
(令和2年4月現在)

階級	飯山市	条例平均額※
団長	199,600円	144,785円
副団長	142,000円	104,438円
分団長	133,200円	74,010円
特科長	72,400円	—
副分団長	51,500円	54,460円
部長	36,200円	45,366円
班長	24,800円	36,387円
団員	11,500円	30,925円

※条例平均額とは全国各団体が条例で定める年額報酬の平均額

【年額報酬（階級：団員）の全国団体規模別平均額】(令和2年4月現在)

団体規模	平均額
政令市	38,331円
中核市	33,462円
一般市	33,179円
町村	28,688円
飯山市	11,500円

【年額報酬（階級：団員）の長野県調査による県内平均額】(令和4年1月現在)

団体規模	平均額
長野県内全市町村	28,655円
長野県内全市	27,647円
飯山市	11,500円

【出動手当の平均額：団体規模別】(令和2年4月現在)

団体規模	種別			
	火災	風水害	警戒	訓練
政令市	3,973円	3,668円	3,248円	3,198円
中核市	3,045円	3,050円	2,686円	2,601円
一般市	2,776円	2,808円	2,483円	2,388円
町村	3,042円	3,089円	2,686円	2,687円
飯山市	1,500円	1,500円	1,500円	1,000円

【出動手当の長野県調査による県内平均額】(令和4年1月現在)

団体規模	種別			
	火災	風水害	警戒	訓練
長野県内全市町村	5,781円	5,781円	5,781円	—
長野県内全市	5,035円	5,035円	5,035円	—
飯山市	1,500円	1,500円	1,500円	1,000円

※各団体が「1回の出動」とする額を、単純に平均したもの

又、年額報酬等の支払いに関し、部長以下の団員報酬等の受領については、これまで分団ごとに所属の団員から委任状を徴収し、分団で一括して受け取り、部長から各団員の活動状況に応じ支給しています。

この方法は、消防活動に積極的に参加できる者とそうではない者との不公平感を是正する適切な方法として取扱いをしてきた一方、事情により消防活動の実績が伴わない団員の士気の低下や不参加などを増加させる要因の一つになっていると考えます。

4. 消防団行事及び訓練や区等行事への協力

消防団では災害現場で必要となる知識、技術の習得、さらに団員の士気高揚と市民の防火・防災意識の普及啓発を図ることを目的に、年間を通して様々な行事や訓練を行っています。

又、消防団は区との関わりが強く、道祖神祭りの警戒、警備などの区行事への協力も行っています。

しかしながら、現状の消防団行事や訓練等は、一部で団員並びにその家族に大きな負担感を伴っており、そのことが団員確保を困難としている要因の一つになっています。

月	行事及び訓練
4月	春季火災予防運動、消防団観閲式
5月	市水防訓練
6月	市、北信消防ポンプ操法大会
7月	県消防ポンプ操法大会
8月	市総合防災訓練
10月	北信消防協会救助・救護及び送水訓練
11月	機関員講習会、秋季火災予防運動
12月	歳末防火防犯警戒
2月	消防団教育訓練（新入団員、幹部団員、ラッパ隊、救護隊、救助隊）
通年	毎月15日「市民防火の日」の各分団における夜警 地区及び区の消防訓練指導、地域行事の火災予防警戒・警備

5. 消防車両運転にかかる体制

現在、消防団の車両については車両総重量3.5t以上のポンプ車8台、軽積載車42台が配備され、その多くがマニュアル車両となっています。

近年の免許制度の細分化により車両総重量 3.5 t 以上の消防車両を運転できない団員が 36 人、マニュアル車両を運転できない団員が 7 人となっています。このことは、自動車部への配属や軽積載車の運転に影響を与えており、有事の際に支障をきたさないよう誰もが消防団車両を運転できる体制整備が必要と考えます。

【飯山市消防団 自動車運転免許保有実態調査（令和 4 年 8 月現在）

単位：人

免許区分	所有者数	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第9分団	第10分団
3.5t以上運転可	626 (93)	79 (12)	51 (8)	73 (9)	75 (12)	71 (14)	51 (9)	98 (15)	77 (14)	51
3.5t以上運転不可	36 (1)	1 (0)	2 (0)	5 (0)	1 (0)	5 (0)	3 (0)	14 (0)	2 (1)	3
合計	662 (94)	80 (12)	53 (8)	78 (9)	76 (12)	76 (14)	54 (9)	112 (15)	79 (15)	54

免許区分	所有者数	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第9分団	第10分団
普通 (MT)	655 (93)	79 (12)	52 (8)	77 (9)	76 (12)	74 (13)	53 (9)	111 (15)	79 (15)	54
普通 (AT) ※免許なし含む	7 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0
合計	662 (94)	80 (12)	53 (8)	78 (9)	76 (12)	76 (14)	54 (9)	112 (15)	79 (15)	54

※この人数には団本部、正副分団長、「不明」は含まれておらず、各分団の（ ）は自動車部の人数
AT…オートマチック MT…マニュアル

6. 消防団員に対する安全装備品等

飯山市から貸与している安全装備品等は下記のとおりで、総務省消防庁の「消防団の装備の基準（昭和 63 年消防庁告示第 3 号）」と比較して、活動服やヘルメットなど充足しているものがある一方、防火服は各分団 1 着の貸与に止まり、基準に満たない装備品もあり、早急に配備する必要があります。

【飯山市消防団員への装備品等の貸与現況】（令和 5 年 1 月現在）

団員貸与品	飯山市	国（総務省消防庁「消防団の装備の基準」）
法被	副分団長以上に貸与	記載なし
活動服	全団員貸与	全団員支給又は貸与
防火服	各分団 1 着貸与	・動力消防ポンプ 1 台につき × 4 + 地域の実情に応じた必要な数 ・部長以上
防寒着	全団員貸与	記載なし
救命胴衣	各分団に 7 着ずつ貸与	全団員支給又は貸与
雨衣	分団で購入	全団員支給又は貸与
長靴	全団員貸与	記載なし
救助用半長靴	救助隊員に貸与	全団員支給又は貸与
ヘルメット	全団員貸与	全団員支給又は貸与
ヘッドライト	分団で購入	記載なし
IP 無線機	分団長以上に貸与 各分団ポンプ車に配備	班長以上

第3章 処遇等改善方針

第2章飯山市消防団の現状と課題から国の「非常勤消防団員の報酬等の基準（消防地第171号）」や飯山市消防団員の処遇等検討委員会の提言を十分に踏まえ、将来にわたり持続可能な消防団活動が行えるよう、次の事項について改善し、消防力の確保を図ります。

1. 消防団員の条例定数の見直し

現在、「飯山市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和43年飯山市条例第24号）」に定める団員の定数は850人であり、令和5年1月1日現在の実団員数は725人となっています。

平成22年3月に条例定数が850人に改正されてから12年が経過し、中核を担う世代の消防団員の減少傾向を背景に、団員確保が年々厳しい現状であり、現在の消防団員の勤務場所や居住の状況から、約半数の団員は市外への勤務、若しくは市外に居住となっています。

一方で、消防団員等公務災害補償等に係る掛金や退職報償金の支給に係る掛金等は、条例定数に定める団員数に基づいて飯山市が負担しており、定数と実団員数の乖離は、不効率な財政負担となっています。

消防団員の条例定数は、総務省消防庁が定める「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に則し、各分団に配備されている車両等を最大限活用するための団員数及び管轄地域の実態を踏まえた団員数を確保する必要があることから、今後の現役団員の減少も考慮し、780人とします。

【飯山市消防団員の条例定数算出表】

分団	本部 (救助隊)	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第9分団	第10分団	合計	算出基礎等
救助資機材車要員（人）①	5										5	基準要員1台5人 ×1台
ポンプ車要員（人）①	5	15	15	15	15	15	15	15	15		125	基準要員1台5人 ×3×8台
軽積載車要員（人）②		60	48	48	60	48	36	60	72	72	504	基準要員1台4人 ×3×42台
確保すべき団員数（人）③		48	16	20	16		15	9	7	17	148	団員数等実態 調査による
必要人員（人）	10	123	79	83	91	63	90	84	94	89	782	団本部員13人除く 総合計795人

①、②の算出基礎の基準要員は消防力の整備指針よりポンプ車及び救助資機材車①が5人、小型動力ポンプ付積載車及び小型動力ポンプ②が4人とし、過去の出動率が3分の1程度であることから、3倍で算出した。

③確保すべき団員数は「飯山市消防団団員数等実態調査」の火災等の人数を同時に発生しないと仮定し、各部の最大人数を積み上げたものである。

2. 機能別消防団員制度の導入

当市においては、消防団員のサラリーマン化や市外に勤務、居住する団員の増加により、昼間に活動できる団員が不足し、昼間の消防力・災害対応力の低下が課題となっています。このことから、消防活動や役割を限定することができる機能別消防団員制度を導入し、見直した条例定数 780 人に対し、まずは不足する団員数を消防団経験者を中心に機能別消防団員として補い、複数年にわたり段階的に確保していきます。

又、機能別消防団員の活動に関する詳細な規定は消防団と検討し、別に定めていきます。

なお、女性消防分団やドローン隊などの機能別消防分団制度についても必要性を含め消防団と検討していきます。

【機能別消防団員の処遇】

階級	新たに「機能別消防団員」を設ける
出動手当	「基本消防団員」と同じ額を支給
年額報酬	支給しない
退職報償金	支給しない

【機能別消防団員・分団制度の例（総務省消防庁の HP より抜粋）】

より多くの方に参加いただくために、消防団には、機能別消防団員・分団という制度があります。それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動ができます。

機能別消防団員 仕事や家族の都合等で全ての活動に参加することが困難な場合は... 火災予防・広報団員  <p>予防団員として、住宅防火訪問・高齢者訪問や救命救助講習の実施を中心活動したり、広報団員として、音楽隊などに入り、消防の諸行事や市主催のイベント等で消防団をPRする活動を行っています。</p> OB団員  <p>消防団を引退した方がその豊富な経験を生かして消防団の活動に携わることができます。 体力の問題や仕事の都合で訓練などに参加出来なくなってしまっても無理の無い範囲で活動できます。</p>	機能別消防分団 災害時や特定の活動のみに参加が可能な場合は... バイク隊  <p>バイク隊車両が通れない場所への救援物資の運送や、震災時の情報収集など、バイクの機動力を活かした場所で活躍しています。</p> 女性消防分団  <p>女性のみで結成され、主に防火広報活動で活躍しています。女性ならではのきめ細やかな対応で、活動の幅がますます広がっています。</p> 大規模災害のみ活動する分団  <p>大規模災害のみ活動する分団大規模災害のみに活動を限定しており、通常の消防団員だけでは十分な対応が取れない場合に活躍します。</p>
水上バイク隊  <p>浸水や、水難事故救助など、通常の消防団では活動が困難を極める水害現場で活躍しています。</p>	ドローン隊  <p>主に災害時の被害状況把握や行方不明者の捜索等の活動を行っています。人が近づけない危険箇所や、目に見えない場所などの素早い状況把握を行うことができます。</p>

3. 消防団員の年額報酬及び出動手当の改善と支払方法の見直し

当市における消防団員は、消防団の中核を担う世代が年々減少傾向にあることや、住居と職場の距離が離れていることにより、有事の際にはすぐに駆けつけられない団員の増加、又、アパートなど集合住宅に住む者が増え、地域の中での人間関係の希薄化などにより、年々団員確保が厳しい現状となっています。

このような現状を鑑み、災害時における市民の安心、安全に不可欠な消防団維持のため、団員としての自覚や士気向上、そして消防団活動に対する地域や家族などの理解と協力が重要と考え、報酬等の処遇を改善していきます。

(1) 年額報酬

当市の消防団員の年額報酬については、全国一般市や町村、長野県内全市町村の平均と比べても著しく低額で、団員の活動を比較しても同等の対価を支払う必要があるため、階級「団員」の年額報酬は国が示す36,500円を標準とし、階級「副分団長」以下の年額報酬は現行の階級別報酬額の比率に応じ、次のとおり改正します。

なお、機械係、救護係、警鐘係、ラッパ係の年額報酬は廃止します。

【改正額】

階級	団長	副団長	分団長	特科長	副分団長	部長	班長	団員
改正後	199,600	142,000	133,200	72,400	64,300	53,500	43,000	36,500
改正前	199,600	142,000	133,200	72,400	51,500	36,200	24,800	11,500

(2) 出動手当

当市の出動手当については、長野県内全市町村の平均と比べて低額で、団員の活動を比較しても同等の対価を支払う必要があるため、国が示す1日当たり8,000円を基準とし、出動内容によっては数時間の出動や訓練もあるため、4時間を目安に細分化し、次のとおり改正します。

【改正額】

出動等の内容	火災等	訓練等
改正後	1日 4時間以上 8,000円	1日 4時間以上 4,000円
	1日 4時間未満 4,000円	1日 4時間未満 2,000円
改正前	1件 1,500円	1件 1,000円

(3) 年額報酬、手当等の個人支払い

年額報酬、手当等の支払いについては、本来、各団員が個々に受け取るべきものであるため、国の示す基準のとおり団員個人に直接支払います。

4. 消防団行事及び訓練や区等行事への協力

現状の消防団行事や訓練等は一部で団員並びにその家族に大きな負担感を伴っていることやそのことが団員確保を困難としている要因の一つとなっていることについては、次の方針を基本に消防団及び区等と検討し改善していきます。

①観閲式や防火パレードなどについては、基本動作等の技能取得や団員の士気向上に重要な行事であるため、長時間にならないように、半日を目途に時間短縮ができるよう方法を検討します。

②ポンプ操法大会については、総務省消防庁の「消防団員の処遇等に関する検討会」報告書にある「操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている」という指摘もあるが、一方で訓練として火災現場の最前線で安全に活動するための消防技術の習得という大事な要素もあることから、国や県等の動向を注視しながら大会内容について検討します。

③道祖神祭りの警戒、警備など区等への行事の協力については、区等の実情を把握し、消防団業務から逸脱しないように呼びかけをするなど消防団員の負担軽減に努めます。

5. 消防車両運転にかかる体制整備

消防団員数が減少し、特に昼間に活動できる団員が限られている中で、有事の際に支障をきたさないよう誰もが消防団車両を運転できる体制の構築が必要であり、次とおり検討し、改善していきます。

①自動車運転免許取得については、自動車部で必要になる人員を確保するため、支援制度の創設を検討します。

②軽積載車については、今後も引き続きオートマチック車両への更新を推進します。

③自動車部については、部員の市外勤務等により緊急出動に対応できない部があることや災害現場における応援体制の適正化を考慮し、例えば、部を統合し方面隊として再編するなど、上記支援制度と併せて検討します。

6. 消防団員に対する安全装備品等の充実

消防団の役割の多様化に伴い、活動内容に見合う装備を充実させることが消防団員の安全確保に繋がるため、地域の特性に応じて必要になる救命胴衣や防火服など総務省消防庁が示す「消防団の装備の基準（昭和 63 年消防庁告示第 3 号）」に則し、不足している装備品等について、計画的な配備に努めます。

飯山市消防団処遇等改善計画（案）

令和5年 月作成

飯山市 総務部 危機管理防災課

【飯山市消防団待遇等改善計画スケジュール（案）】

資料 3-2